

# 平成 24 年度 県内一斉調査票

(学校薬剤師活動に関する実態調査)

愛知県学校薬剤師会

日頃は、学校薬剤師活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、大変お忙しい中の業務遂行に重ねて御礼申し上げます。

平成 21 年 4 月に「学校保健安全法」が施行となってから 3 年が経過しました。環境衛生検査として文部科学大臣が定めた「学校環境衛生基準」に基づき完全実施することが求められています。また、学校の設置者には適切な環境の維持について努力義務を課しています。

今回、先生方の現状について把握し、会の基礎資料にするため調査を実施しますので、正直なご回答と忌憚なきご意見をよろしく願います。

なお、下記の設問はいずれも平成 23 年度(平成 23 年 4 月～平成 23 年 4 月)の実際の活動にもとづき担当校毎に回答いただき、インターネットから提出していただきますようお願い申し上げます。

また、やむを得ずインターネットでの提出ができない先生におかれましては、別紙 1 にご記入いただき愛知県学校薬剤師会へ平成 24 年 7 月 31 日までに到着するよう、地区でまとめてご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、本年度はインターネットから提出された方は紙による提出は必要ございません。

学校薬剤師活動は地域貢献活動の最たるものです。引き続きご協力をお願い申し上げます。

## インターネットから調査票を提出する際の注意

愛知県学校薬剤師会ホームページ <http://yak.a-gaku.jp> にアクセスした後、「会員」をクリックしてください。ユーザー名は「aichi」パスワードは「gaku00(ゼロゼロ)」です。その後「県内一斉調査」を選択して下さい。

### <水泳プールの管理について>

問 1: 学校(園)にプールはありますか

- a) はい → 問 2 へ
- b) いいえ

(幼稚園等に設置されている組み立て式プールの場合は b とお答え下さい)

問 2: 定期環境検査は誰が行いました?

- a) 学校薬剤師のみ → 問 3 へ
- b) 保健所などの行政のみ
- c) 学校薬剤師と保健所などの行政 → 問 3 へ
- d) 委託された業者
- e) その他

問 3: 検査頻度について

- a) 使用日数の積算が 30 日を超えない範囲で行った  
(他者が行った検査と合わせて、積算が 30 日を超えないよう考慮して行った場合も a とお答え下さい)
- b) 使用日数の積算は考慮せず一ヶ月に一回行った
- c) その他

問 4: プール水質検査について

プール使用期間中に検査を行った項目にチェックを入れてください

- ①遊離残留塩素 ②pH 値 ③大腸菌 ④一般細菌 ⑤有機物等 ⑥濁度 ⑦総トリハロメタン ⑧循環ろ過装置の処理水

問5:プールの循環ろ過機について

プール条例では「プール本体及び循環系統内の水の全容量を一日の運転期間当たり四回以上循環させるよう運転すること」とされています。

- a) 条例に従って毎日運転されていた
- b) 概ね条例に従って毎日運転されていた
- c) 運転はされていたが循環回数については分からない

問6:プール排(環)水口での事故防止について

プール条例では「吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である」とされています。

- a) 排(環)水口の蓋等はきちんと固定されており、その旨を管理記録簿に記載されている
- b) 排(環)水口の蓋等はきちんと固定されていたが管理記録簿に記載されていない
- c) 排(環)水口の蓋等の固定状況は分からない

問7:プールの管理日誌について

プール条例では「管理日誌には、気温・水温・利用者数・プール水の残留塩素濃度・pH値などの水質検査結果、補給水量、ろ過機の運転状況などを記入すること」となっており、またプールの安全標準指針では「保存期間は3年以上」とされています。

- a) 管理日誌の内容を確認し指導・助言に役立てている
- b) 管理日誌はあるが、内容は確認していない

問8:緊急時の対応について

プール条例では「救命具、救急薬品等は常に整備し、いつでも使用できる状態にしておくこと」とされています。

- a) 救命具、救急薬品等は常に整備されていた
- b) 救命具のみ整備されていた
- c) 救急薬品等のみ整備されていた
- d) 確認していない

ご協力 ありがとうございました。

プール管理についての資料です。ぜひご活用下さい(下記URLはH24/6現在のものです)。

愛知県 プール条例

[http://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/aichi-ken/D1W\\_resdata.exe?PROCID=518671923&CALLTYPE=1&RESNO=23&UKEY=1336972000817](http://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/aichi-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=518671923&CALLTYPE=1&RESNO=23&UKEY=1336972000817)

愛知県 プール管理の手引(ページの一番下にあります)

<http://www.pref.aichi.jp/0000009013.html>

文部科学省 プールの安全標準指針

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/\\_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538_01_1.pdf)